

12月9日の本会議において、産業経済常任委員会に付託を受けました議案第80号、議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第110号及び議案第111号の6議案について、12月11日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第80号「湖南市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」、「湖南市小規模企業者小口簡易資金貸付制度と滋賀県中小企業振興資金融資制度において、片方のみ利用可という事はないのか。」との質疑に対して、「片方のみ利用可という事例はない。」との答弁でした。

議案第87号「湖南市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、及び、議案第88号「湖南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」は、関連があるので一括議題として審査しました。

「改正の端緒は。」との質疑に対して、両議案とも、「地方自治法第245条の4第1項に基づく国からの技術的助言を受けての改正です。」との答弁がありました。

議案第110号「市道路線の認定について」では、13路線(菩提寺北地先6路線・石部地先7路線)の現地踏査を行い、現地で執行部よりの説明を受けました。

「市道認定には開発事業による場合など様々なケースがあるのでは。」との質疑に対し、「その他、都市計画法に基づく場合や里道で公共性が高い場合など様々なケースがある。」との答弁がありました。

議案第111号「市道路線の変更について」では、石部地先の1路線の現地踏査を行い、現地で執行部より説明を受けました。「一方通行を実現するための変更なのか。」との質疑に対し、「その通りです。」との答弁がありました。

議案第86号「湖南市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」、「手続き不備に対する具体策は。」との質疑に対して、「業務手順書を作り、チェック漏れをなくすよう関係部と連携し、再発防止に取り組みます。」との答弁。「行政財産は売却できないのでは。」との質疑に対しては、「市長決裁で普通財産に移行して売却しており、適正、適法に処分している。」との答弁。

「湖南市財産事務取扱規則 第2条第2項では、普通財産は総務部の所管と規定しているのでは。」との質疑に対して、「令和7年2月に、当該規則の第2条第2項ただし書きを変更しており、総務部ではなく財産管理者、今回の場合だと住宅課の所管となっている。」との答弁でした。

また、「条文誤りの対策は。」との質疑に対して、「全職員が平時の職務において注意する。」との答弁でした。

委員会からは「市長決裁で行政財産から普通財産に移行したとの見解が法的に違法ではないことは理解するが、不明瞭である事は事実である。行政財産から普通財産への移行手続きについては、要綱等を作成し、移行手続きを明確にすることを求める。また、条文誤りについては、条例等に精通すべき職員は勿論、議員においても、常日頃から精査に心掛けるべきである。」と申し伝えました。

以上が質疑の概要ですが、その後、各議案に対しての討論はなく、採決を行いました。

その結果、議案第80号、議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第110号及び議案第111号、以上6議案については、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。